

(介 7 5)
平成 20 年 3 月 18 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
天 本 宏

指定介護療養型医療施設における療養病床環境減算の平成 20 年 4 月以降の
取扱いに関する事務連絡について（情報提供）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は介護保険制度運営に関し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 20 年 3 月 31 日をもって病院療養病床療養環境減算（ ）及び診療所療養
病床療養環境減算が廃止となりますが、厚生労働省では、平成 20 年 4 月 1 日以降、診
療所療養病床療養環境減算の適用を受けてきた施設のうち、廊下幅が指定基準を満たさ
ない施設の取扱いについて、社会保障審議会介護給付費分科会に新たな措置案を諮り対
応する旨を示しており、先頃、本会より「介護療養型医療施設療養環境減算の廃止に関
する情報提供（平成 19.12.19 付・介 6 1）」としてお知らせしたところです。

今般、介護給付費分科会において介護報酬等の見直しに関する審議を経て諮問・答申
が行われ、本件に関しては「診療所療養病床設備基準減算」を創設することとし、現在
パブリックコメントを募集中とのことです。

（「<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=Pcm1010&BID=495070284&0BJCD=&GROUP=>」を参照）

今後、告示改正等が行われ、正式に施行されることとなりますが、厚生労働省より、
その運用について別紙のとおり事務連絡が発出されましたので、情報提供いたします。

貴会におかれましてもご了知いただき、傘下の地区医師会および会員へ周知いただき
ますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

（添付資料）

- ・ 指定介護療養型医療施設における療養病床療養環境減算の平成 20 年 4 月以降の取
扱いについて （平 20. 3 .12 厚生労働省老健局老人保健課・事務連絡）
- ・ 参考資料 介護療養型医療施設療養環境減算の廃止に関する情報提供
（平 19.12.19 付・介 6 1）

以上

写

事 務 連 絡
平成 2 0 年 3 月 1 2 日

都道府県介護保険担当主管課（室）御中

厚生労働省老健局老人保健課

指定介護療養型医療施設における療養病床療養環境減算の
平成 2 0 年 4 月以降の取扱いについて

介護保険行政の推進につきましては、日頃からご協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、平成 2 0 年 3 月 3 1 日をもって病院療養病床療養環境減算（ ）及び診療所療養病床療養環境減算が廃止となりますが、平成 2 0 年 4 月 1 日以降、診療所療養病床療養環境減算の適用を受けてきた施設のうち、廊下幅が指定基準を満たさない場合に適用を受ける「診療所療養病床設備基準減算」を創設することとし、現在パブリックコメント（「<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=Pcm1010&BID=495070284&BJCD=&GROUP=>」を参照）を募集しているところです。

貴都道府県におかれましては、御了知の上、管下市町村（政令指定都市及び中核市を含む。）関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようお願い申し上げます。

また、病院療養病床療養環境減算（ ）及び診療所療養病床療養環境減算は、設備基準を満たさない場合のほか、医師、看護職員又は介護職員の人員欠如の場合にも適用されるものであり、貴都道府県におかれましては、人員欠如により当該減算が適用されてきた施設について、平成 2 0 年 4 月以降、速やかに基準を満たすよう指導等を行っていただきますようお願い申し上げます。

返信・照会先
厚生労働省老健局老人保健課
企画法令係
FAX 03-3595-4010
TEL 03-5253-1111
(3948・3949)

平成 19 年 12 月 19 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
天 本 宏

介護療養型医療施設療養環境減算の廃止に関する情報提供

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は介護保険制度運営に関し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、介護療養型医療施設の療養環境減算に関しては、平成18年4月の介護報酬改定において、療養環境の確保の観点から、

平成19年3月31日をもって病院療養病床療養環境減算()及び診療所療養病床療養環境減算()を廃止、

平成20年3月31日をもって病院療養病床療養環境減算()及び診療所療養病床療養環境減算()を廃止

となっております。

上記において、診療所療養病床療養環境減算()は、廊下幅の基準に係る経過措置を含む減算ですが、病床転換による診療所旧療養型病床群からの経過措置を受けている施設の廊下幅に関して、介護療養型医療施設の指定基準においては、経過措置の終了期日は示されておりません。その結果、廊下幅に関して診療所療養病床環境減算()を算定している施設の指定更新についての疑義等が生じていることから、この矛盾点に関し、本会からも厚生労働省へ、何度も申し入れを行っていたところです。

今般、本件に関し、厚生労働省老健局老人保健課より、平成20年3月31日の診療所療養病床療養環境減算()の廃止以降についても、廊下幅に係る部分の経過措置の存続を事務局案として介護給付費分科会に諮る予定であるとの情報入手いたしました。今後、審議会等において検討された上で、正式に決定すると思われませんが、取り急ぎお知らせ申し上げます。

敬具

記

(参考資料)

・病院療養病床療養環境減算及び診療所療養病床療養環境減算の廃止について

(厚生労働省老健局老人保健課作成資料)

以上

病院療養病床療養環境減算及び診療所療養病床療養環境減算の廃止について

療養環境減算

指定基準の設備に関する基準の本則を満たしておらず、療養環境が十分でない場合には、減算を行うこととしているもの。

基準	減算	
	病院(病棟単位)	診療所
1病室の病床数が4床以下 病室床面積6.4㎡/人以上 廊下幅1.8m(両側病室2.7m以上) 食堂1㎡/人以上、浴室 機能訓練室面積40㎡以上(診療所は「十分な広さ」)	減算() 15単位 25単位 が基準未滿	減算() 50単位 60単位 (平成20年3月廃止予定) いずれかが基準未滿 について、食堂・浴室はあるが食堂の面積が基準未滿で改善計画提出済み 看護職員又は介護職員の員数が基準未滿
	減算() 75単位 85単位 (平成20年3月廃止予定) 又は が基準未滿 について、食堂・浴室はあるが食堂の面積が基準未滿で改善計画提出済み が基準未滿 医師、看護職員又は介護職員の員数が基準未滿	
	減算() 105単位 115単位 (平成19年3月廃止) について、食堂・浴室がない。 について、食堂はあるが、面積が基準未滿で改善計画未提出	減算() 90単位 100単位 (平成19年3月廃止)

(注) 該当するうちの最も厳しい減算(病院は()、診療所は())を適用する。

なお、青字は平成18年4月改定前の減算。

療養環境減算の廃止

第39回介護給付費分科会において、病院療養病床療養環境減算()及び診療所療養病床療養環境減算()については平成19年3月末、病院療養病床療養環境減算()及び診療所療養病床療養環境減算()については平成20年3月末をもって廃止することについて諮問・答申を受け、廃止が決定された。